

【第3号議案 令和8年度役員等】

令和8年度役員等

1 会長（1名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第2項の規定により、会長は次の者とします。

- ・ 北海道総合通信局長

2 幹事（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第3項の規定により、令和8年度の幹事機関は、次の16機関を選出します。また、幹事は選出された機関が指名した者とします。

- ・ 北海道総合通信局
 - ・ 北海道開発局
 - ・ 第一管区海上保安本部
 - ・ 札幌管区気象台
 - ・ 陸上自衛隊 北部方面総監部
 - ・ 北海道警察情報通信部
 - ・ 北海道（2名）
 - ・ 札幌市
 - ・ NTT東日本株式会社 北海道事業部
 - ・ 株式会社NTTドコモ 北海道支社
 - ・ KDDI株式会社 東日本運用センター
 - ・ ソフトバンク株式会社 北海道ネットワーク技術部
 - ・ 楽天モバイル株式会社 東日本エリア事業室
 - ・ 日本放送協会札幌放送局
 - ・ 北海道電力ネットワーク株式会社 ICTソリューション推進部
 - ・ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 北海道地方本部
- （順不同）

3 非常通信要請会議の議員等（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第13条及び北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程第5条により、要請会議の構成は次の6機関とし、議長、副議長及び議員を次のとおり指名します。

- ・ 議長：北海道総合通信局（無線通信部長）
 - ・ 副議長：北海道（イノベーション推進監）
 - ・ 議員：北海道開発局（事業振興部長）
 - ・ 議員：北海道警察情報通信部（情報通信部長）
 - ・ 議員：札幌市（危機管理部長）
 - ・ 議員：NTT東日本株式会社 北海道事業部（設備部長）
- （議員は順不同）

4 事務局

北海道地方非常通信協議会会則第14条により、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に事務局を置きます。

- ・ 事務局長 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課長
- ・ 事務局員 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課担当職員

以 上